

特 定 生 産 緑 地

指 定 書

特定生産緑地（青梅市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定にもとづき、特定生産緑地を次のように指定する。

第1 種類および面積

種 類	面 積
特 定 生産緑地	約 0.53 ha

第2 指定を行う位置および区域

番 号	位 置	生産緑地 地区番号	面 積	申 出 基 準 日	備 考
			特 定 生 産 緑 地		
			新 規 指 定 区 域		
1	梅郷6丁目地内	289	約 1,620㎡	2022年11月1日	
2	梅郷3丁目地内	320	約 650㎡	2022年11月1日	
3	勝沼3丁目地内	789	約 2,290㎡	2023年11月1日	
4	畑中3丁目地内	809	約 710㎡	2023年11月1日	